

今年度（令和6年度）にあった主な指摘事項や留意事項等

項 目	具体的な事例	留意事項
理由書	理由書に書いてある改修内容と図面や見積書にある改修内容が異なっていた。	理由書に沿っていない内容の改修工事は認めていません。
見積書や内訳書	合計金額の間違いや計算間違い。	提出前に必ず検算するなど、金額を確認してから提出してください。
	支給申請書に添付した内訳書の明細の部材数より実際の施工において用いた部材数が少なかった。	不適切な対応として、支給後に返金を求める場合がありますので、工事内容等を必ず確認したうえで支給申請書類を提出してください。
	事前申請書に添付した見積書の明細の部材と内訳書の明細の部材、実際の施工において用いた部材が異なっていた。	安城市Q&Aに記載のとおり、工事内容に変更が生じることが分かった場合は必ず施工前に市に連絡してください。施工前に連絡のない部材の変更は介護保険支給対象外です。なお、部材変更後の金額が変更前と同じであっても介護保険支給対象外です。
	ユニットバスの工事で、手すりや浴槽など対象のみの見積書が提出されていて、浴室全体の工事内容が不明であった。	ユニットバス等住宅改修の対象部分だけでなく、一連の工事が完了しないと、改修箇所が使用できないような工事は、一連の工事すべての見積書や図面を提出してください。支給申請の際は、一連の工事の支払いが完了してから申請してください。
	すべて工事一式としてまとめられており、改修箇所や内容等がわからない状態だった。	工事箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。
	見積書の宛名が本人以外の氏名になっている。	見積書、内訳書、領収書等すべて本人宛で作成してください。

今年度（令和6年度）にあった主な指摘事項や留意事項等

項 目	具体的な事例	留意事項
完了前後の写真	写真のサイズが小さいため、改修箇所や日付が潰れてしまい、判別ができない状態となっていた。 また、写真が暗く、改修箇所や日付が不鮮明である。	写真は改修箇所や日付が鮮明にわかるような大きさ・明るさで提出してください。判別ができない場合は再提出となります。
	写真に日付が入っていなかった。	写真は必ず日付が入った状態のものを提出してください。写真に撮影日が入っていない場合は再提出となります。なお、画像編集機能で日付を後付けしたものは日付入り写真とみなしません。
	段差解消の工事において、スケール等を当てて写真を撮っていなかった。または、スケールの目盛が小さいため、潰れて判別ができない状態となっていた。	段差解消工事の場合、施工前の状態から段差が解消されたことが分かるように、必ず施工前と施工後の写真において、スケール等を当てて段差が解消されたことがわかるようにしてください。スケールの目盛が潰れて見えない場合は、全体写真と、目盛をアップにした写真の両方を添付してください。写真が暗くて目盛が見えない場合も同様です。
	便座の高さ変更を目的とした「洋式便器への取替」工事に、床から便座の高さがわかる写真の添付がなかった。	便座の高さ変更を目的とした、洋式便器から洋式便器へ改修する「洋式便器への取替」工事の場合、工事前後の便座の高さの確認を行います。その為、便座をおろし、便器のふたをあげた状態で、床から便座までの高さをスケール等を当てて計った写真を提出してください。
	スケール等を当てた写真が斜めから撮影されており、寸法が不明瞭である。	地面に対して水平な板をスケール横に添え、目盛がわかりやすいように撮影するなど工夫してください。目盛が判別ができない場合は再提出となります。
	改修箇所の一部が枠からはみ出して撮影されていた。	改修箇所がフレームからはみ出したり、切れたりしないよう撮影してください。改修箇所が広い場合は、何枚かに分けて撮影するなど工夫してください。
	床材変更の工事において、絨毯等を敷いたまま写真を撮影していた。	変更前の床材が確認できるように、絨毯等を剥がした状態の写真の添付してください。
	理由書に「段差を乗り越えるための手すり設置」とされていたが、写真で段差が確認できなかった。	本市では理由書に沿った改修工事であることを確認するため、工事箇所の全面、及び改善される動作がわかる写真の提示を事前申請時に求めています。段差を超えるために手すりを設置する場合は、原因となった段差がわかる写真を添付してください。

今年度（令和6年度）にあった主な指摘事項や留意事項等

項 目	具体的な事例	留意事項
領収証や金額関係	保険給付額を切り上げで計算していたため、領収金額等も間違っていた。	保険給付額は切り捨てで計算します。
	負担割合が間違っていたことにより、請求金額等もすべて間違っていた。	必ず「介護保険負担割合証」にて、自己負担割合を確認してください。 なお、領収証の日付（領収日）時点の負担割合が適用されます。
	日付が抜けていた。	必ず代金の支払いを受けた日付を入れて、領収証を作成してください。
受領委任払い同意書	受領委任払い同意書の申請者氏名を、被保険者本人以外の名前で記入されていた。	受領委任払いは給付分を本人ではなく、施工業者へ支払うことになります。 このため受領委任払い同意書の申請者氏名は被保険者本人の名前となります。
	受領委任払いを選択しているにもかかわらず、受領委任払い同意書がなかった。	受領委任払いを希望する場合は、受領委任払い同意書が必要です。 <u>なお、介護保険と人にやさしい住宅リフォームを併用する場合は、それぞれ受領委任払い同意書が必要です。</u>
	受領委任払い同意書がないにも関わらず、受領委任払い相当の支払いを受け、それに対する領収証が発行されているが、領収日以降に受領委任払い同意書が記載されていた。	住宅改修工事費用支払い時、被保険者が自己負担分のみ支払うのか、全額支払うのかは、施工業者及び被保険者が受領委任払いに同意しているかで判断される為、領収日より後に受領委任払い同意書が記載されることはあり得ません。
	受領委任払い同意書の申請者欄が訂正されているにもかかわらず、訂正印の押印がなかった。	申請者欄に訂正箇所がある場合は、該当箇所に押印が必要です。訂正箇所がある場合は訂正印をもらうか、領収日までに再度受領委任払い同意書をもらい直してください。
	施工業者の代表者の肩書（「代表取締役」等）が書かれておらず、氏名だけが書かれている。	支払い事務で必要となりますので、手書き等で補記してください。肩書がない場合は提出の際にお伝えください。
	記入日が未記入である。	同意書記入日に必ず記入してもらうようにしてください。
振込先	指定された振込先の名義人と受領委任払い同意書に記載された代表者名が一致しない。	一致しないと振り込みできませんので、同一にしてください。
介護保険住宅改修・人にやさしい住宅リフォーム助成金申請取下書	住宅改修事前承認を受けたのち、工事を行う前に本人が死亡したにもかかわらず、連絡等がない上、取下書の提出もなかった。	住宅改修事前承認を受けたのち、何らかの理由で工事を行わないこととなった場合、「介護保険住宅改修・人にやさしい住宅リフォーム助成金申請取下書」の提出が必要です。
工事完了後の住宅改修費支給申請書類の提出	工事が完了したにもかかわらず、長期間にわたり住宅改修費支給申請書類の提出がなかった。	償還払いの場合は被保険者に対して長期間給付が行われない、受領委任払いの場合は施工業者に対して給付分が長期間振り込まれないなど不都合を生じます。工事完了後は、速やかに住宅改修支給申請書類一式を提出するよう努めてください。
	事前申請日が未記入である。	提出前に確認した上で記入してください。

今年度（令和6年度）にあった主な指摘事項や留意事項等

項 目	具体的な事例	留意事項
その他	着工予定日について。	余裕をもった日にちで設定してください。（着工予定日までに許可が出ない場合もございますのでご了承ください）
	改修額の残高照会について。	施工業者に該当被保険者の住宅改修費の残高をお伝えすることができません。本人、同一世帯の家族、居宅サービス計画作成依頼届出書を提出しているケアマネジャー等のみに対してお伝えすることができます。
	事前申請で許可がおりたら施工業者に結果を教えてほしい。	施工業者に申請結果をお伝えすることはしていません。事前申請の結果は住宅改修承認（不承認）通知書に記載しておりますので、被保険者やご家族より確認してください。ただし、通知書の発送日についてお伝えすることは可能です。通知書は被保険者にのみ送付しております。被保険者の方が通知書の内容を確認することが難しい場合は、通知書発送日以降であれば、本人、同一世帯の家族、居宅サービス計画作成依頼届出書を提出しているケアマネジャー等のみに対して、内容をお伝えすることができます。
	一つの住宅について複数の被保険者でトイレ内の段差解消に伴う便器の変更と床材変更の申請書をそれぞれで提出された。	便器の取替えを行う際に、床材も必然的に工事が必要であり、範囲の重複と判断されるため、複数の被保険者での申請はできません。ただし、便器の取替えと手すりの設置は重複していないため、申請可能です。
	一つの住宅について複数の被保険者で浴室内の段差解消に伴う浴槽変更と床材変更との申請書をそれぞれで提出された。	浴槽取替えを行う際に、床材も必然的に工事が必要であり、範囲の重複と判断されるため、複数の被保険者での申請はできません。ただし、浴槽変更と手すりの設置は重複していないため、申請可能です。